

市町村交通事故防止特別対策推進要綱

（目的）

第1条 この要綱は、交通事故、特に交通死亡事故が多発している市町村（地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）における総合的な交通安全対策の推進を図るため、県、県教育委員会、県警察本部、市町村、市町村教育委員会及びその他の関係機関・団体が相互に協力して実施する市町村交通事故防止特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（調整会議の開催）

第2条 県、県教育委員会、県警察本部は、下記の(1)、(2)の要件の一つに該当する市町村がある場合は、交通事故防止特別対策調整会議（以下「調整会議」という。）を開催するものとする。

(1) 過去3か月間の交通事故死者数が次の人数に達したとき。

	人 口	過去3か月間の交通事故死者数
市	100万人以上	7人
	50万人以上100万人未満	6人
	30万人以上50万人未満	5人
	10万人以上30万人未満	4人
	10万人未満	3人
町・村	3万人以上	3人
	3万人未満	2人

(2) その他必要と認めるとき。

（調整会議の構成員）

第3条 調整会議の構成員は、次のとおりとする。

県民生活部防犯・交通安全課長
県土整備部道路環境課長
教育局県立学校部保健体育課長
警察本部交通部交通総務課長

（調整会議の決定事項）

第4条 調整会議は次の事項を決定する。

- (1) 第2条の要件に該当する市町村を、3か月間交通事故防止特別対策地域（以下「特別対策地域」という。）として選定すること。
- (2) 特別対策地域に選定した市町村について、交通事故防止特別対策の方向性を示す交通事故防止特別対策大綱の案を作成すること。
- (3) 特別対策地域に選定した市町村の近接の地域で、特別対策地域に選定した市町村を中心とする交通事故多発地帯として認められる市町村に対し、交通事故防止の一層の推進を要請すること。
- (4) その他

2 調整会議は、前項の決定をしようとするとき、あらかじめ当該市町村の意見を聴くものとする。

（選定の除外）

第5条 第2条および前条の規定にかかわらず、既に本要綱で定めた交通事故防止特別対策事業若しくはこれと同等の交通事故防止対策を実施し、その効果が認められる市町村については、特別対策地域の選定から除外することができる。

2 第13条の規定に基づき交通事故防止推進体制を継続し、交通事故の防止に努めていると認められる市町村については、特別対策地域の選定から除外することができる。

3 その他特別な理由のある場合は、除外することができる。

（指定）

第6条 知事は、調整会議の決定に基づき、特別対策地域を指定する。

（連絡会議の開催）

第7条 特別対策地域の指定があったときは、県、県教育委員会、県警察本部は、速やかに調整会議の構成員と下記の関係機関で構成する市町村交通事故防止特別対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催するものとする。

警察本部交通部交通規制課
当該地域を所管する県土整備事務所
当該地域を管轄する警察署
当該地域の市町村交通安全主管課
当該地域の市町村土木主管課
当該地域の市町村教育委員会
その他必要と認める機関

（連絡会議の協議事項）

第8条 連絡会議は次の事項を協議する。

- (1) 特別対策地域に指定した市町村について、交通事故防止特別対策の方向性を示す交通事故防止特別対策大綱（以下「大綱」という。）を策定すること。
- (2) 大綱に基づき関係機関が実施すべき事項
- (3) その他

（対策本部の設置）

第9条 特別対策地域に指定された市町村は、関係機関・団体とともに特別対策事業の効果的かつ強力な推進を図るため、市町村の長を本部長とする交通事故防止特別対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

（推進会議の開催）

第10条 対策本部の長は、すみやかに交通事故防止特別対策推進会議を開催し、大綱に基づき、特別対策の推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

（特別対策の推進）

第11条 対策本部の長は、特別対策地域の指定期間中、推進計画に基づき死亡事故防止に向けて、特別対策を推進することとする。

（報告）

第12条 対策本部の長は、策定した推進計画を書面により知事に報告するものとする。

2 対策本部の長は、指定期間が終了したときは、特別対策の実施結果を別記様式により書面で知事に報告するものとする。

(市町村における交通事故防止推進体制の継続)

第13条 特別対策地域に指定された市町村は、指定期間終了後も対策本部あるいはこれに代わる交通事故防止推進体制の継続に努め、交通事故の防止を図るものとする。

(交通事故防止検討会議の開催)

第14条 県、県教育委員会、県警察本部は、第2条の要件を満たすおそれのある市町村がある場合には、必要に応じて、当該市町村を対象とした交通事故防止検討会議を開催するものとする。

2 交通事故防止検討会議の構成員は、第7条に規定する連絡会議の構成員をもって構成する。

3 交通事故防止検討会議は、次の事項を協議する。

- (1) 交通事故の状況
- (2) 交通事故防止のための具体的対策
- (3) その他

附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年8月7日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

別記様式

市町村交通事故防止特別対策事業実施報告書

市町村名 _____

1. 交通安全広報啓発活動

事業名	実施主体	実施日	対象	参加人員	内容

2. 交通安全教育活動

事業名	実施主体	実施日	対象	参加人員	内容

3. 交通安全街頭指導活動

事業名	実施主体	実施日	対象	参加人員	内容

4. 交通安全施設の整備

事業名	実施主体	実施日	対象	参加人員	内容

5. その他の事業

事業名	実施主体	実施日	対象	参加人員	内容

※記入その他の注意

- (1) 市町村で実施したものを記載してください。
 - (2) 市町村が主体となって実施した事業以外にも、推進会議の構成員が実施した事業・活動については記載してください。
 - (3) 作成した資料等がある場合は、参考のため1部添付してください。
 - (4) 実施状況を示す写真があれば添付してください。(コピーでも可)
- ((2)～(4)については主なもので結構です。)